

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス sminsyo@ybb.ne.jp

年末調整学習班会の開催 (源泉徴収書作成)

コロナの関係もあり、事前予約にします。電話を!

【日時】

12月18日(金) 午前10時から12時まで

12月22日(火) 午前10時から12時まで

12月24日(木) 午前10時から12時まで

*1月の日程は調整中(次週に)

【場所】 須崎民商事務所

【持参するもの】

- ① 税務署からの年末調整の書類
- ② 昨年の貸金台帳又は給与明細
- ③ 生命保険等の控除証明書
- ④ 印鑑・筆記用具

不明な点がありましたら、事務局までお電話ください。

“留意点” 今年に変更があります。

- 基礎控除など重要な変更
- 1、基礎控除の引き下げ
*(旧)は一律38万円でしたが、(新)は一律48万円となる。ただし、合計所得金額が240万円控除額が通減。2500万円超で控除額が、0になります。
 - 2、給与所得控除の見直し
*給与所得控除額は一律10万円引き下げに。(旧)65万円から220万円(年収1千万円上限。↓(新)55万円から195万円(年収850万円上限)
 - *基礎控除が引き上げになるため、給与所得者の人で、年収850万円以下の人は増税、減税にもなりません。
 - 3、各種扶養控除(図1参照)

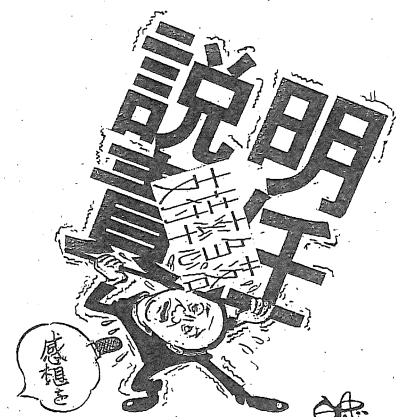
各種扶養控除の改正内容

記載区分等	改正内容(対象者の合計所得金額の変更)
④ 源泉控除対象配偶者	85万円以下⇒95万円以下 (*給与所得のみの場合、年収201.6万円以下。)
⑤ 控除対象扶養親族	38万円以下⇒48万円以下 (*給与所得のみの場合、年収103万円以下。)
⑥ 障害者、寡婦、または 勤労学生	障害者、寡婦(寡夫)…38万円以下⇒48万円以下 (*給与所得のみの場合、年収103万円以下。)
	勤労学生…65万円以下⇒75万円以下 (*給与所得のみの場合、年収130万円以下。)
16歳未満の扶養親族 (住民税)	38万円以下⇒48万円以下 (*給与所得のみの場合、年収103万円以下。)

持続化給付金 申請を

申請済72名(新1名)
受給者67名
6850万円
準備中8名
相談2名
(12/11現在)

持続化給付金 申請期限 来年1月15日まで 確認し申請しましょう



コ、コメントは差し控える!

白川ただし

お知らせ

年末年始休暇について

◎ 仕事納め

12月25日(金)

◎ 仕事始

1月4日(月)

◆お知らせ◆

* 19日行動

12月19日(土)

16時〜17時

国道ファミリーマート前

『年越せない』
全商連持続化給付金継続求める
全国商工団体連合会は9日、新型コロナウイルスの第3波で中小企業から「年を越せない」という声が上がっていることを受けて経済産業省と交渉をしました。